

監査公表第 13 号（令和 4 年 8 月 5 日、県公報第 321 号登載）  
行政監査の結果に基づく措置通知（令和 3 年度）

監査公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した「大規模災害時の物資の備蓄・管理状況について」の行政監査の結果（令和 4 年 2 月 14 日 3 監総第 596 号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 8 月 5 日

福岡県監査委員	藤	山	泰	三
同	世	利	洋	介
同	森		行	一
同	大	島	道	人

4 教財第 4 0 1 号  
令和 4 年 7 月 1 9 日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 様  
同 世 利 洋 介 様  
同 森 行 一 様  
同 大 島 道 人 様

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 4 年 2 月 1 4 日 3 監総第 5 9 6 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁教育総務部 総務企画課	災害対策本部用備蓄物資の取り扱いについて検討し、災害対応職員用物資の備蓄に努められたい。	令和 4 年 1 月 1 8 日に「福岡県災害対策本部教育部備蓄物資取扱要領」を定めた。 この要領に基づき、災害対策本部教育部を構成する 1 7 機関において、知事部局の各機関が備蓄しているものと同様の災害対応職員用物資の備蓄を令和 3 年度内に完了した。